

り災証明書交付申請書

以下のとおり申請します。

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

申請者	住所	〒 ー		
	ふりがな	連絡先 ()		
	氏名			
世帯主住所	〒 ー		<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
世帯主氏名			<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
被災原因	年 月 日に発生した <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 大雨 <input type="checkbox"/> 強風 <input type="checkbox"/> その他()による			
被災住家の情報	所在地	鹿沼市		
	構造	<input type="checkbox"/> 木造・プレハブ(鉄骨系も含む) <input type="checkbox"/> 非木造(鉄骨・鉄筋コンクリート造等)	種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
具体的な被災状況	(例:屋根の一部が剥がれ落ちた、床下浸水 等)			
申請者と被災住家との関係	<input type="checkbox"/> 居住者であり、所有者 <input type="checkbox"/> 居住者(同居家族) <input type="checkbox"/> 居住者(借家人等) <input type="checkbox"/> 非居住者である所有者 <input type="checkbox"/> その他()			
使用目的	<input type="checkbox"/> 税減免の申請 <input type="checkbox"/> 保険料減免の申請 <input type="checkbox"/> 保険会社への申請 <input type="checkbox"/> 見舞金の申請 <input type="checkbox"/> 被災者生活再建支援金申請 <input type="checkbox"/> その他()			
申請枚数	枚	交付方法	<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送	

「準半壊に至らない(一部損壊)」の被害の程度に同意し、自己判定方式によるり災証明書交付を申請します。

※自己判定方式の場合、実地調査を省略し、持参いただいた写真で被害判定を行います。
なお、住家の床下浸水の場合、原則、自己判定方式によりり災証明書を交付します。

り災証明書の交付及び法律に基づく被災者支援にあたり、個人情報及び税情報(建物の所在地番、床面積、構造、図面等)を利用することに同意しますか。 **【住家の所有者がチェックすること】**

年 月 日 同意します

- 注意事項
- ① 本人確認と住所確認ができる書類(運転免許証等)をお持ちください。
 - ② り災の状況がわかる写真や建物の位置図等をお持ちください。自己判定方式による調査を希望される場合は、写真の添付は必須となります。
被害を確認できない場合や交付要件に該当しない場合は、証明書を交付しない又は申請とは異なる種類の証明書を交付することがあります。
 - ③ 代理人が申請する場合は、「委任状」及び「代理人の本人確認書類」をお持ちください。
 - ④ 居住者へのり災証明書は原則、世帯員を掲載した内容を世帯主宛に交付します。
 - ⑤ 市に居住をしており、住民票の登録が無い方については、本人確認書類のほか、被災場所に居住することが分かる書類(家屋の賃貸借契約書、居住者名で発行された公共料金の支払伝票等)が必要です。

市記載欄

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他()	受付日	/	入力処理	担当者
--------	--	-----	---	------	-----

※ 同一世帯の親族の方が申請される場合は、委任状は不要です。

委任状

年 月 日

鹿沼市長宛

委任者
(被災された方)

住所
氏名 印

※ 本人の署名の場合は、押印不要です。

私は、以下の者を代理人と定め、り災証明書について次の権限を委任します。

- 申請に関する事
- 受領に関する事

受任者
(代理人)

住所
氏名
生年月日 年 月 日

● り災証明書について

被災した鹿沼市内の住家の被害の程度を証明します。被災した日から原則6か月以内に申請してください。住家であっても申請期限を過ぎた場合や災害による被害を確認できない場合は、被災(届出)証明書を申請してください。

※被害を確認できない場合や交付要件に該当しない場合は、証明書を交付しない又は申請とは異なる種類の証明書を交付することがあります。

● 被害の確認及び判定方法

市職員等が「被害認定調査(現地調査)」を行い、次の損害割合から被害程度を判定します。なお、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定に同意した場合は、現地調査を省略し、写真のみで判定します。

被害の程度	全壊	住家半壊			準半壊	準半壊に至らない(一部損壊)
		大規模半壊	中規模半壊	半壊		
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満